

# 公益社団法人自動車技術会 共同研究センター規則

## (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）組織運営規則第13条第2項の規定に基づき、共同研究センターの組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (共同研究センター)

第2条 共同研究センターは、本会の目的を達成するため効果的かつ柔軟に活動できる組織とし、自動車技術に関わる現在そして将来の様々な課題に対し、多くの分野の研究者・技術者と連携を図り、調査・研究活動を行い、合わせて情報発信を行う。

第3条 共同研究センターは、必要に応じて委員会を置くことができる。

2 共同研究センター長は、共同研究センター組織の運営上、必要に応じて運営を検討するための共同研究センター運営委員会（以下、「運営委員会」という）を置く。

第4条 共同研究センターは、次の事項を行う。

- (1) 関連分野、関連団体及び関係省庁と連携して調査・研究を行う。
- (2) 社会的課題の解決に向けての方策や戦略の提言や重要な研究テーマの発掘などを行う。
- (3) 産学官連携事業や規格制定における準備活動を行う。
- (4) インターネットや出版物、講演会等による活動成果の社会への情報発信を行う。
- (5) 委員会の活動資金の調達、委託費の獲得を行う。

第5条 センター長は、運営企画会議議長がこれにあたり、会長が委嘱する。

2 センター長の任期は、本会役員改選の年の通常総会終了時から翌々年の通常総会の終了時までとする。ただし、補充のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残余期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

第6条 センター長は、運営委員会の審議を受けて、次の事項を行う。

- (1) 委員会の事業計画及び予算案のとりまとめ
- (2) 委員会間の調整ならびに緊急事項の処理
- (3) 自動車技術会の他の組織との連絡調整
- (4) 他分野や他団体、官庁との連携・協力に関する調整
- (5) 委員会の新設、廃止
- (6) 共同研究センターの業務活動状況の理事会への報告
- (7) 研究成果の管理及び利用の許可
- (8) その他共同研究センターの目的達成のために必要な事項

## (委員会の設置)

第7条 委員会の設置を希望するものは（以下、申請者という）共同研究センター長へ次の資料を添えて申請することができる。なお、申請者は本会正会員に限る。

- (1) 委員候補名簿
- (2) 事業計画書
- (3) 予算書

## (委員会)

第8条 委員会は次の事項をその活動の基本的な考え方とする。

- (1) 課題解決型を基本とし、明確な達成目標を掲げる。
  - (2) 活動期間終了後は解散する。
- 2 原則として、委員会の活動期間は2年以内とし、2年を超える場合は、延長できる期間は最長で1年までとする。
- 3 委員会は次の事項を行う。
- (1) 事業計画及び予算書の作成

- (2) 事業報告書の作成
- (3) 事業計画に基づく特定課題の情報交流、調査及び研究

#### 4 技術提言及び情報の発信

- (1) 外部政策担当者などへの技術・方策の提言
- (2) 自動車技術会の各会議、各委員会への活動テーマの提示
- (3) 出版物、講習会、シンポジウム、ならびにフォーラム等の企画。

第9条 委員会の委員長は、センター長の推薦により、会長が委嘱する。

2 委員は、委員長の推薦により、センター長が委嘱する。

3 副委員長及び幹事を置く場合には、委員長が委員の中から指名する。

4 委員長、副委員長、幹事、委員の任期は2年以内とし、重任を妨げない。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

第10条 委員会は、委員長が招集する。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は次の事項を行う。

- (1) 共同研究センター長から諮問を受けた案件の審議及び検討
- (2) その他共同研究センターの目的達成のために必要な事項の検討

第12条 運営委員会の委員長は、共同研究センター長がこれにあたる。委員会等の委員長は、センター長の推薦により、会長が委嘱する。

2 委員は、委員長の推薦により、共同研究センター長が委嘱する。

3 委員長は、必要に応じ共同研究センター傘下の委員長または委員に対し、運営委員会への出席を求めることができる。また、共同研究センター傘下の委員長は運営委員会への出席を委員長に申し出ることができる。

第13条 運営委員会の構成は、原則として次の通りとする。

- (1) 委員長 1名（共同研究センター長とする。）
- (2) 委員 5名以内（会務担当理事、及び常務理事の中から選出される。）

4 委員長及び委員の任期は2年とし、第5条第2項ただし書きの規定を準用する。

第14条 運営委員会は、委員長が招集する。

(処理基準)

第15条 その他本組織の運営に関し必要な細則についてはセンター長が処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、運営企画会議の審議を経て、理事会の議決によらなければならない。

附則

- 1 この規則は、2003年1月10日から施行する。
- 2 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。（2011年4月1日登記）
- 3 運営委員会設置に関する第3条第3項の追加、第6条の修正、ならびに第11条～14条の追加は2013年10月24日から施行する（第7回理事会承認）。
- 4 第4条の追加、ならびに第8条の追加は、2015年4月24日から施行する（第5回理事会承認）。